

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して  <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて特定外来生物として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防3原則

1 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない

3 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】

環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL: 086-223-1561 FAX: 086-224-2081

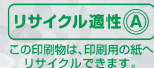
【制作】

エー
有限会社 a環境研究所

【写真提供・協力】

兵庫県立大学 自然・環境科学研究所
特任助教 阿部 豪

※メロン、スイカ、トウモロコシの食害状況写真はアライグマ研究グループ(兵庫県森林動物研究センター)が所有するものです。写真の無断転載、無断コピーはご遠慮下さい。



特定

外来

生物

アライグマ



中国・四国版



気をつけよう！外来生物
守ろう！生物多様性

特定外来生物 アライグマ

アライグマは、北アメリカ大陸原産の中型の哺乳類です。ペットや動物園での展示のために日本に持ち込まれました。しかし力の強さや気性の荒さから、ペットとして飼われたものが捨てられたり、逃げ出したりすることも多く、それが野生化し、日本各地で繁殖しています。

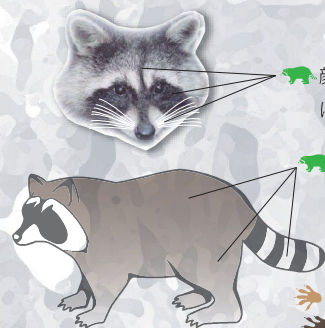
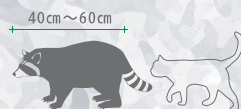
雑食性で、農作物を加害するほか、人や家畜（ペットを含む）との共通感染症を蔓延させる恐れや、希少な在来生物を捕食する等、生態系への被害も懸念されています。

そのため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、**特定外来生物**に指定されています。



アライグマとはこんな動物

頭から尻尾の付け根までは40cm～60cm、尾の長さは20cm～40cmで、ネコよりも二回りほど大きな動物です。



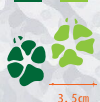
顔には、鼻から眉間にかけて黒い線があり、目の周りに黒い帯があります。ヒゲは白色です。

全体的には褐色です。印象としては、タヌキの足元は黒く見えますが、アライグマの足元は白っぽく見えます。尻尾はこん棒状で太く見え、5～7本程度の黒い縞があります。



イヌやネコと違い、前足・後足ともに5本の長い指があります。手先はとても器用です。爪は短くて、湾曲しません。

後 前



タヌキ

前肢から肩にかけて黒い帯がある。四肢は黒色。指は4本で、イヌに似ている。

アナグマ

四肢は短く、褐色か黒色。耳は小さく先端が丸い。鼻が大きい。指は5本で、湾曲した長い爪がある。

ハクビシン

尾が長く、体の長さとほぼ同じ。鼻から後頭にかけて白い帯がある。指は5本。

アライグマの生活

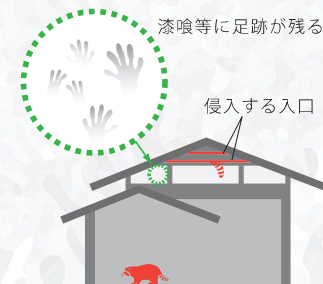
雑食性で、何でも食べます。野生植物はもちろん、野菜、果物、穀物など農作物も好んで食べます。また、小型の哺乳類や鳥類、トカゲやカエル、魚、昆虫などもよく食べます。生ごみやペットフードなども好みます。

繁殖力が旺盛です。出産は4月から6月に行われ、一度に3～5頭の子供を産みます。

基本的には夜行性ですが、昼でも行動することがあります。

木登りが得意で、木のウロやほら穴をねぐらにします。また、民家や寺社の天井裏などにもよく侵入します。その場合、糞尿による汚れや悪臭、騒音が発生します。

泳ぎが得意で、水辺で目撃されることも多いです。



どうすればいいの？

農作物被害が出た場合、痕跡をよく観察しましょう。手先が器用なアライグマの被害にあった作物は、特徴的な痕跡が残ります。スイカ、メロン、カボチャなどに5cm程度の穴が開けられ中身がくりぬかれている、ブドウにかけた袋が破かれ、中身が食べられているトウモロコシの皮がきれいに剥かれている（芯が折れず、皮が断裂していない）などの痕跡が見られた場合、アライグマによる被害である可能性があります。



根本的な解決を図るには、捕獲を進めることが最も効果的です。捕獲には、一般的な金属製のはこわながよく用いられます。なお、捕獲をする場合は許可等が必要となるためまずは最寄りの役所・役場等と相談しましょう。

農作物を守るには、電気柵で農地を囲むのが効果的です。通常の獣害対策用ネットは越えられることが多く、効果が低いことが知られています。また、アライグマを誘引してしまう廃棄作物を片付けることも効果があります。

家屋への侵入を未然に防ぐには、侵入経路をふさぐ必要があります。直径10cmほどの穴があれば容易に侵入できますから、通風孔や軒下の隙間などを確認し、板や金網などで覆ってしまいましょう。また、家屋に侵入されていることが分かった場合、危険ですので自ら捕獲や追い出しはせず、駆除業者や最寄の役所・役場等に連絡しましょう。

狂犬病などの感染症を媒介するとも言われています。万が一咬まれてしまった場合には病院に相談、受診するようにしましょう。また、被害の続発を防ぐためにも、被害情報を最寄の役所・役場に連絡することも大切です。